

令和元年 8 月 9 日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

民生環境常任委員会会議録

〜〜〜〜〜〜〜〜

日 程

日 時 令和元年8月9日（金）
組合議会臨時会休憩中
場 所 米子市淀江支所 大会議室

- 1 開 会
- 2 調査事項
 - (1) うなばら荘のあり方検討について（経過報告）
 - (2) 桜の苑大規模改修の基本プランについて
- 3 閉 会

〜〜〜〜〜〜〜〜

出 席 者 （7名）

委員長	今 城 雅 子	委 員	国 頭 靖
委 員	戸 田 隆 次	委 員	渡 辺 穰 爾
委 員	足 田 法 行	委 員	幸 本 元
委 員	山 本 芳 昭		

〜〜〜〜〜〜〜〜

欠 席 者 （1名）

副委員長 秦 伊 知 郎

〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

事務局長	神 庭 千 秋	事務局施設工事課長	板 井 寛 典
事務局施設工事課長補佐	本 池 将	事務局施設工事課長補佐	生 田 公 志
事務局施設工事課係長	藤 井 雄 介		

〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 の 職 員

書 記 長	針 田 智 子	書 記	堀 尾 周 作
-------	---------	-----	---------

~~~~~

## 1 開 会 (午後 2 時 1 5 分)

○**今城委員長** それではおそろいですので、これより民生・環境常任委員会を開会いたします。本日は、秦委員から欠席の届け出がありましたので、御報告をいたします。

~~~~~

2 調 査 事 項

○**今城委員長** それでは、日程 2、調査事項に入ります。本日は、事務局施設工事課から 2 件の報告を受けたいと思います。初めに、「うなばら荘のあり方検討について（経過報告）」について、当局からの説明を求めます。

○**板井施設工事課長** はい。

○**今城委員長** 板井施設工事課長。

○**板井施設工事課長** 施設工事課長の板井でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。それでは資料のほうでございますが、資料 1 のほうを御覧いただきたいと思います。うなばら荘のあり方でございますが、本年度で指定管理期間が満了いたします。今後のあり方を検討しておりまして、検討の状況を報告させていただきます。まず、1 番目でございます。課長会議の開催状況でございますが、本年、5 月の 23 日及び 7 月の 5 日にですね、広域行政の担当課長さん及び福祉の担当課長さんにお集まりいただきまして、うなばら荘の経緯なり現状等の情報共有を図り、あり方を検討させていただいております。検討の状況でございますが、このあり方につきましては、現段階では課長会議での御検討結果がまだ出ませんので、次期指定管理の条件等について検討しております。その内容でございますけれども、次期指定管理の条件、検討項目でございます。選定方法は、指定管理の条件ということでございます。(2) 番でございます。事務局の案でございます。検討イメージの 2 案ということを含弧書きで書いておりますが、これは 5 ページのほうを御覧いただけますでしょうか。資料の 5 ページでございます。検討のイメージというところで表にさせていただいております。これは、1 案、2 案、3 案、4 案。そこにまた枝番をつけまして、場合分けをしております。想定可能なパターンというのを、ほとんど網羅したものでございます。まず、1 案でございますが、これは現状の継続で指名指定でというところで、今と同じように継続するというものでございます。1 - 2 案でございますが、

これは現状の継続でございますが、1案の内容で公募をするというもの。その次の2案でございます。これが、事務局のほうで提案しておるものでございますが、うなばら荘の継続で、暫定的な継続で指名指定ということでございます。その横に、いろいろ説明書きをさせていただいておりますが、あり方の検討中であることから、指定管理の条件を変更し、うなばら荘の運営を継続する。それから、指定管理の候補者は、うなばら福祉事業団の指名指定。指定管理期間は2年程度。指定管理の条件には変更はありませんで、指定管理者納入金については、これまでと同様の2,500万円。指定管理期間の間に今後のあり方を検討させていただくと。イメージ的には検討期間を1年、事務処理の期間を1年程度のイメージを持っております。2-2案でございますが、これも暫定継続でございますが、指名指定でございますが、これは指定管理者納入金を最低限の金額に抑えたものでございまして、予防的な補修ですとか修繕は行うことができません。したがって想定外の修繕等が発生した場合は、市町村負担金の投入が想定されるというものでございます。2-3案につきましては、うなばら荘の継続。これも暫定の継続で、2案のこの内容で公募をするというものでございます。3案と4案でございますが、これは規約の変更を伴うものでございます。3案につきましては、うなばら荘は継続するというところでございますが、規約を変更して、西部広域が運営しようというものでございまして、担当課長会議におきましては、「福祉施策のトレンドとは異なる」あるいは、「福祉の視点は不要」というような発言もございまして、「組合の規約とは乖離しているのではないか」という御意見がございました。それに従いまして組合の規約を変更し、新たな共同処理事務として西部広域がうなばら荘の運営を継続するというようなパターンでございます。4案につきましては、規約を廃止いたしまして、運営主体を変更するというものでございます。組合の規約を廃止いたしまして、うなばら荘を新たな運営主体に譲渡した上で運営を継続しようとするものでございます。この場合、譲渡の条件の、土地の取り扱い等について別途協議が必要となります。4-2案でございますが、うなばら荘を廃止しようとするものでございます。4案による譲渡先がない場合、うなばら荘を廃止する、解体するというような内容のものでございます。一番下の四角囲みのところにつきましては、土地譲与契約の締結の内容を書かせていただいておりますので御参考にしていただければと思います。再度、資料1の1ページ目に返っていただきまして、(2)番の事務局案の「2案とする理由」でございます。先ほど見ていただきました2案でございます。平成27年度以降のうなばら荘の経営は、実質は赤字が続いておりますが、将来に向けて継続的な広域福祉センターの設置及び管理運営、これは規約でございますが、に係る事業の実施については、本来ですと体制の見直しが必要と思われるところでございます。その一方で、うなばら荘は、組合の共同処理事務を処理するために設置した施設でございますので、あり方の検討中であっても円滑に運営を継続する必要があると

考えております。また、このたびの指定管理者の選定を公募とした場合、新たな指定管理者による経営によって、より効率的、効果的な施設運営が期待できる一方で、これまでの指定管理者選定の経緯から、民間事業者への十分なアナウンスができない可能性があること。また、事務的に1月末の指名指定になることから引継ぎが短期間となり、十分な引継ぎができないという可能性。また、新たな指定管理者が実施するサービス内容や、イベント等について周知期間が短期間になることのデメリットなども考えるということで、事務局案としては2案ということで考えさせていただいています。それ以降、指定管理の条件等を書かせていただいております。はぐっていただきまして2ページを御覧いただけますでしょうか。指名指定の理由を最初に書かせていただいております。ここは①といたしまして、「短期間の場合、投下資本の回収が困難と想定され、新規の指定管理者では安定的な管理運営に支障が出るおそれがある」。それから②といたしまして、「現在のうなばら福祉事業団であれば、長年の施設運営により利用者及び地域住民との間に信頼関係が構築されており、安定した管理運営が見込まれる」というものでございます。その次が、次期指定管理の条件というところで、先ほど申しましたように、期間につきましては、暫定期間として2年ということでございます。それから、現在、うなばら荘のあり方のつきましては、構成市町村とともに検討しておりますので、検討結果によっては、次の、令和4年度ですね。の、指定管理者の公募または組合の規約変更、あるいはうなばら荘の財産処分等の事務が必要となり、これらの検討、事務処理に必要な最低の期間というのがもう2年というふうに考えておるところでございます。あと、②の西部広域と指定管理者の責任区分等については、これまでと同様でございます。指定管理者納入金につきましては変更ありませんで、2,500万というようなところでございます。今後の予定でございますが、うなばら荘のあり方については、引き続き課長会議等を開催させていただいて検討する予定としております。資料のほう、3ページ以降でございますが、課長会議に出させていただきしました資料、数字等を掲げさせていただいております。詳しい御説明は割愛させていただきますが、指定管理の期間、あるいは納入金の納入方法等、それから利用者と指定管理者納入金の推移、あるいはうなばら福祉事業団の経営状況。4ページには指定管理者納入金の流れ、それから、あり方検討と次期指定管理者の選定スケジュール等を載せさせていただいております。参考までに6ページでございますが、将来負担のことを書かせていただいております。改修費用につきましては、総合管理計画、国の資料の単価で申しますと、約7億5,000万円。それから(2)の、解体する場合の解体費用でございますが、これは私どものほうで試算しておりまして、約2億9,500万円というような試算をしております。資料のほうは以上でございますが、もう一つですね、御報告させていただきたいと思います。7月の25日に正副管理者会議を開催させていただきまして、この件につきましてお話させていただいてお

ります。一部、町長さんから、「1年でこの問題を内部合意、議会を含めて結論を出せというのは難しいのではないか」というような御意見もいただきましたが、できるだけスピード感を持って、こちらのほうで何とか検討をしていきたいということをお答えさせていただいております。また、地元の日吉津村さんの御意向でございますが、基本的には、村長さんが4月ですか、変わられたばかりでございます。日吉津村さんのほうは、次の5年間はこれまでどおり継続するということで、基本的には動いてきておられるところでございます。ただ、5年後のことを考えると、こういった検討を進めなければいけないということは御理解いただいております。中田村長さんの御意見でございますが、先ほどの「スピード感を持って進めるという話は理解できるが、雇用の部分、あるいは日吉津村の議会との話し合いというところもあるので、あり方をしっかり検討できるよう協力はあるが、そのあたりの事情を酌み取っていただきたい」というような御意見もいただいております。正副管理者会議の意見の内容としては、以上のようなものでした。簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○今城委員長 当局からの説明は終わりました。委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 この、あり方検討についての経過報告の表し方っていうのが、私まづいと思うんですね。あり方検討会について、うなばら荘を今後継続していくかどうか、その問題についてどのように検討したか。で、担当課長会議ではなぜそれはまとまらなかったのか。正副管理者会議ではそういう意見があったというようにことを集約した結果を出されて、出された上で今説明されて、今、西部広域の共同処理事務であるので、継続して運営はしていかないけんということから、指定管理者の制度を今のうなばら福祉事業団に指名指定をしたいという意向なんだがんな。そのところを2段階にきちっと分かれて。今現在は、この委員会で私が提唱した。うなばら荘の、もう使命は終えたんじゃないかと。そのことを投げかけた。将来的に負担が出てくるんだろうと。当局は、市町村の負担金はもうもらいませんよ、ということを明文化されて説明されたわけですね。だから、ここにまた違った市町村の負担金が生じるかもしれませんよということは、バックした発言なんです。だから、そこの辺のところをまず資料の中で担当課長会議ではいろんな協議をされたけども、合意にならなかった理由は何だったのか。正副管理者会議でどうだったのかと今説明されたけれども、そこをきちっと箇条書きにされて、私たちに説明するべきだと私は思いますよ。それで、共同処理事務の中であるからやむを得ない。うなばら福祉事業団に指名指定をして、営業再開をするということだというふうに理解していいんだかいね。まずそれを伺ってお

きたい。

○板井施設工事課長 はい。

○今城委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 資料の報告の仕方につきましては、御指摘のとおりで申しわけございません。そのような資料立てで皆さんのほうに御説明させていただいたほうが、よりわかりやすかったかなというふうに思います。そのあたりはおわび申し上げます。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 そういうふうな、やはり正副管理者会議とか担当課長会議で、どういうふうな議論をされてるかっていうのを議会のほうに提供していかないと、やはり私はそういうふうな情報提供がきちっとあって、議会でも闊達な意見調整を議論していかなければならないなと私は思っておるんですよ。それで今、前回も言ったんですけど、今想定されておる大改修は7億5,000万も出る。本当にこれを7億5,000万もかけて、うなばら荘を本当にしていかなければならないのか。本当にそれを、正副管理者会議でも真摯に受け止めて議論されたのか。私は、そこは十分でないなと。さきに、市町村共済組合、弓ヶ浜荘かな。鳥取の施設もそういう大改修が出てきたので、やむを得ない、そこで閉鎖をしたと。そういうふうな事例がもう十何年前からある。そういうふうな大規模改修が想定される中で、本当に担当課長会議の中で、市町村負担金はしないんですよと。じゃあ、どこから財源を持ってくるんですか。7億5,000万の財源をどこから持ってくる。国庫補助金7億5,000万も全額出てくるわけがない。そういうふうな現実論を注視した、私は闊達な議論をすべきだと思ってるんですよ。そこでなおかつ、日吉津村長が地元雇用のためにもやらなければならないというのであれば、その辺のところも十分な分析をしないと、私はだめだと思うんですよ。もう一つがね、うなばら福祉事業団に、まあ利益ですよ。今、平成27年からずっと赤字が続いとる。その赤字補填はどこから出てくる。日吉津村の一般会計からうなばら福祉事業団に繰り出しておるという現実論があるわけですよ。その辺のところを本当に皆さん方がどういうふうに受け止めておられるのか。そんなに議論はないんですか。その辺をちょっと伺っておきたいと思います。

○板井施設工事課長 はい。

○今城委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 今、戸田委員が御指摘のとおりだと思いますが、日吉津の村長さん、言いわけみたいで申しわけございませんが、4月に御当選されて、まあ5月以降ということで、我々もいろいろお話はさせていただいているわけですが、まだ、今言われるような具体的といいますか、議論にはなっていないというところが実際でございます。ただ、いろいろ今おっしゃっていただきま

して、この4月以降2年ということではございますが、実際にこの現在の方針を御了承というか、とりあえず暫定ということで事務を進めさせていただくことができれば、実際には1年半程度は議論・討論・検討ができるのではないかというふうに考えておまして、そのあたりで、今おっしゃいますような内容を含めまして、細かいところを検討させていただき、先ほどの検討イメージにもございましたが、まあ一つ一つ潰していくといえますか、そういった方向で、また御報告できればというふうに考えております。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 私ね、この問題を先送りしておるような状況が見えてならないんですよ。まあ、あなたたちがどうなのか、正副管理者がどうなのかわからないんですけど。この公共施設の総合管理計画、先ほども説明があったけど、そのうなばら福祉事業団の中期的展望の中で、うなばら福祉事業団から上がってくる指定納入金の2,500万円で大規模改修をしていくんですよ、大規模改修に充てていくんですよということを明文化しておられるんです。本当にそれができるんですか。私、そのところがね、この公共施設総合管理計画と、この、うなばら荘事業のあり方の検討会の中の整合性がとれるのかどうか、そこがちょっと私は不信感を持っておる。ここに書いてあるんだ。きちっと。指定管理者の納入金の範囲内で大規模修繕を行っていくと。2,500万円しか絶対にもらいませんよ、と言っとるんです。裏を返せば、2,500万円は日吉津村さんが。日吉津村民の方に私、二、三名の方から言われたんです。「うなばら荘の運営は日吉津村がしとるやなもんだがん。」という声も私伺うんです。そういうことから鑑みれば、やはりどこかで整理をしていくもうタイミングにきとるんではないかなと。その苦肉の策で、暫定期間の2年間で指定管理者をして、その中で検討していくんだというふうな考え方はよくわかるんですけど、本当にそこら辺のところで方向性は見出せますか。その辺のところ伺っておきたいと思います。

○神庭事務局長 はい。

○今城委員長 神庭事務局長。

○神庭事務局長 ただいま戸田委員のほうからいろいろ御指摘いただきまして、今、公共施設総合管理計画との整合性についても言われましたけれども、今の現状の中での計画でございますので、現状の取り決めた部分としては2,500万の中でやっていくということで、公共施設総合管理計画のほうも計画をさせていただいております。それで、今回御提案させていただいてますのは、まだ今年度に入って2回ほどしか検討会を開けておりませんでして、まだ進捗は、委員の皆さん方の御期待に沿えてないという現状でございます、そうではありながらも、指定管理期間がまた迫ってますので、それに合せた次期の指定管理者選定のスケジュールも進めていかないといけないということで、今回、折衷案のような格好

で、暫定で2年間ほど指名指定させていただいて、その間にじっくり、戸田委員がおっしゃるような内容についても日吉津村のほうともしっかりと議論させていただいて、いい方向で検討させていただきたいということで考えておりますので、また議論のほうは、検討のほうも今年度をかけてずっとやっていきますので、指定管理の選定は選定として、あり方の検討は検討として両方やっていきますので、またその進捗がありましたら、また御報告させていただきまして、御相談させていただきたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○戸田委員 委員長。

○今城委員長 戸田委員。

○戸田委員 最後にしますけど、当局も大変苦労しとると十分理解しておるんです。ただ私も思うのは、よくうなばら荘を私、利用させていただきます。施設を見ますと、相当老朽化もある。防水シート等の張りかえ等も当然出てくるであろうと。そういうことを鑑みれば、7億5,000万円ぐらい、あなたたちが想定されとる金額をやっぱり全面的にもっと出されて、本当に7億5,000万も将来的に負担をどうしていくのか。それをするのか、しないのか。施設を閉鎖していくのかどうなのか、というようなことも今事務局長もおっしゃったけれども、その辺のところを十分に精査をしていただきたいというふうに思います。そういう方針でおきたいと思います。

○今城委員長 ほかにはございませんか。

○国頭委員 はい。

○今城委員長 国頭委員。

○国頭委員 私も大体、戸田さんの言っとられるのと一緒にあります。事務局長が先ほど言われたみたいですね、これまで2回しかされてなかったということもあってですね。結局は、いろいろと検討イメージですね、3案からは西部広域が直でやる。または譲渡だとかですね。それから、4案の2については、うなばら荘の廃止まで書かれております。こういったものをですね、やはり先ほど言われましたけど、日吉津村さんの意向もしっかり聞きながら、この後2年間だけ指定を延ばされるということですけども、そのあたりは、私、仕方ないといえれば仕方ないのかもしれないですけど。一方は、本当はしっかりとですね、これまでに話し合ってこられてですね、1月末の指名がもう遅くなるんじゃないかみたいですね、ちょっとこう意味合いの形でされるのではなくて、本来はしっかりと全てのあり方について、もう少し進んだ案を出してこられるのを期待しておりましたけども、まあ仕方ないのかなあと思っております。時期ですね。この1年間ぐらいで検討されるということですけども、もっとしっかりとその回数等をされてですね、この2年後には、まあ1年後かぐらいにはですね、しっかりとしたあり方についての報告等をまた委員のほうにも示していただきたいなと思っております。ちょっと意見となりましたけど、はい。

○**今城委員長** 答弁はよろしいですか。答弁はよろしいんですか。認められていますね。

○**国頭委員** 答弁あれば、はい。

○**今城委員長** じゃあ、神庭事務局長。

○**神庭事務局長** 先ほど戸田委員の御質問のところで申し上げましたとおり、また今後じっくりと検討させていただきながら、進捗については委員の皆様方にすぐに御報告させていただいて、相談させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○**今城委員長** ほかにございませんか。

○**渡辺委員** 一つだけいいですか。

○**今城委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** この問題、やっぱり日吉津村さんがネックですからね。あんまりこう広域で、市町村があまりプレッシャーをかけるっていうのもどうかと思うので。村長の変わったばかりでおられますから、これはじっくり話し合ってもらいたいなと思うんですけど。譲渡の場合っていうのはですね。譲渡。譲渡って、まあいろんな譲渡の形態があると思うんですけど。言うなれば宿泊施設っていうのも、今の形態でなくても、逆に言えば保養施設とか、スポーツ等での宿泊、またはいろんな施設とかで使いたいというようなところは譲渡を受けると。というようなイメージも私はあるんですけど。温泉もあるし。そういう意味で自分は譲渡ってのはあると思うんで、ちょっとそこが聞きたいです。

○**今城委員長** 板井施設工事課長。

○**板井施設工事課長** 日吉津村さんとしてはですね、いわゆる、うなばら荘は温泉を活用される施設でございますので、それを本当に利活用できる施設であれば、必ずしも西部広域のものでなくても、というようなところはあろうかと思います。ですので、これに、ここに書かせていただいておりますイメージは、以前戸田委員がおっしゃった民間売却。その中で日吉津村さんが、どう今の施設を活かしていけるのか、というようなところも含めました譲渡という意味で書いておるんです。

○**渡辺委員** いいですか。

○**今城委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 売却。「買ってもらう」という考え方と、「もう、ただでも渡す」というのがあるんですね、今の。それではないということで、さっきの利活用というのは、日吉津村民、西部広域の人が使えるような施設にしていって、渡してくれという意味なんですか。ちょっとそこだけ、イメージ的に。

○**板井施設工事課長** はい。

○**今城委員長** 板井施設工事課長。

○**板井施設工事課長** はい、今おっしゃるようなイメージです。

○**渡辺委員** それはいいです。いや、だったらあるのかもしれん。

○**今城委員長** ほかにありますので、ちょっとごめんなさい。先ほど、戸田委員がおっしゃっていました質問の中でですね、現段階で課長会議での検討結果が出ていないということについて、どのような内容で検討結果が出ていなかったのかということを質問されましたけど、答弁がそこなかったと思うんですけれども、そこは答弁できる状況ですか。

○**渡辺委員** これは経過報告で報告しとうけんね。

○**今城委員長** その経過報告では。

○**渡辺委員** はっきり言って、結論報告しとるわけじゃあないだけん、当局は。

○**今城委員長** この2回においてということで結果が出ないっていうのは、経過という意味ですか。それとも、もともと、ごめんなさいね、言い方おかしいですけど。もともとこの事務局案があるということを踏まえての2回の検討であったので、検討の結果が出なかったというような意味なのか、どちらか。その辺の詳細がわかれば。

○**板井施設工事課長** はい。

○**今城委員長** 板井施設工事課長。

○**板井施設工事課長** 担当課長会議の検討結果が出なかったというのはですね、ここのパターンいろいろございますが、「では、どれにするんだ」ですとか、「こういう方向で今後、議論・討論・検討を重ねていきましょう」とか、そこまですは課長さんのレベルでは、なかなかいかなかったというのもございます。当然、第1回目の課長会議は、まず、このうなばら荘は福祉施設なのかというところから入っておりまして、そういったようなところもございまして、あり方についての方向性というのは出なかったというのが中身でございます。以上です。

○**今城委員長** ありがとうございます。ほかには。足田委員。

○**足田委員** はい、済みません。一つは、先ほど日吉津村長の5年間継続という、この継続の意味っていうのは、何を継続。どんな状態を継続するんですか。

○**今城委員長** 板井施設工事課長。

○**板井施設工事課長** この継続という意味は、平成27年から10年程度は、現状でうなばら荘を継続するというのが、前回のあり方検討、平成24年のあり方検討で一旦方針が出ておりますので、日吉津村長さんとしては今5年が終わって、もう5年は同じように指名指定で継続できるというのをイメージしておられたというところがございます。その中で我々のほうも、事務局としてもこういった課長会議で、こういった提案だけはさせていただいておりますので、その中で、先ほど事務局長が言いましたように、現在は雇用、こういう検討を重ねるに当たっては、雇用の問題が一番大切ではないかというような御意見を前回の正副管理者会議でおっしゃっていたというところがございます。

○**足田委員** はい。

○**今城委員長** 足田委員。

○足田委員 日吉津村の村長変わったばかりということで、それは日吉津村の意向としても、それは尊重されるというか、どうなんですか。それはそのまんま通るということなんですか。どうなんでしょう。

○板井施設工事課長 はい。

○今城委員長 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 先ほど来、お話が出ておりますが、どうしても経営の実態として、今赤字だということで。その、実質赤字の補填としまして、日吉津村さんのほうから補填されている。また、かなり前にさかのぼりますが、昭和49年ですか、うなばら荘が一番最初にできたときに、日吉津村さんのほうに設置された経過、いろんなことがございますので、やはり日吉津村さんの御意向あるいは考えというのは、どうしても無視できない。無視というか、その考えに沿うというわけではございませんが、話を協議させていただく中での、これからの検討になるということだと考えております。以上です。

○今城委員長 足田委員。

（「わからんでもない。日吉津村さんの考え。」と渡辺委員）

（「いやいや全然、議長と話が違う。」と戸田委員）

（「考えの違いはあるけど。」と渡辺委員）

○今城委員長 足田委員。

○足田委員 先ほど渡辺委員さん、いろんな提案、いろんな形。極端に、逆に福祉施設にしちゃうとか、いろんなやり方あると思うんですけど、今、西部広域でいろんな検討の中でこういった方針があったとして、それで日吉津村は西部広域の考え方を尊重してくれるんですか。その辺はどうなんでしょう。

○今城委員長 神庭事務局長。

○神庭事務局長 うなばら荘は日吉津村の施設ではございませんので、西部広域で、広域市町村全部で建てた施設でございますので、いろんな過去の経過がございますので、日吉津村に大変お世話になって運営してきたということがございますので、日吉津村さんの考え方というのは、大変慎重に取り扱っていかんといけん考え方だと思っています。ですが、日吉津村さんだけが決められることではございませんので、各構成市町村間で十分に協議していただきまして、いい案を見つけていただいて、それに沿った形でまた御提案させていただきたいと思っております。

○足田委員 はい、ありがとうございます。

○幸本委員 あ、話が違う。

○今城委員長 幸本委員。

○幸本委員 先ほどから聞いておりましたけれど、日吉津村さんが当初から指定

管理を受けておられると、そういう絡みがあって、民間事業者へのアナウンスができんというのがそこにあるんですよね。日吉津村さんを尊重しておられるということで、ここに1ページにありますように、「民間事業者にアナウンスができない」ということが明記してありますけれど。全くこれまでは、民間へは目が向いていなかったということですか。

○**今城委員長** 生田施設工事課長補佐。

○**生田施設工事課長補佐** その資料の3ページのほうを御覧いただきたいと思います。

(不規則発言あり)

○**生田施設工事課長補佐** よろしいでしょうか。

○**今城委員長** いいよ。

○**生田施設工事課長補佐** 資料の3ページの1番上の表にございます、指定管理の期間と指定管理納入金ということで表をつくっております。これの一番右側のほうを御覧いただきますと、候補者の選定方法、これまでの経過を書かせていただいております。1回目の平成18年度からの指定管理につきましては、指名指定ということでございました。2回目は公募をしております。これは、一般民間事業者を対象とした公募を実施したわけでございますが、その後、3回目と4回目はまた指名指定という格好にしております、うなばら荘の指定管理、これにつきましては公募という形を各民間事業者さんが想定されていないのではないかと。十分にそれがお伝えできるには相当の期間が必要なのではないかと。ということになりますと、資料の次の4ページのほうの下の方の表を御覧いただきたいと思いますが、(5)番、うなばら荘のあり方検討として、管理者選定スケジュールということで表をつくっております、その右下に公募の場合のスケジュール。ここでは公募の期間を8月下旬から9月の下旬、これはお盆の期間、民間事業者さんがお休みである可能性もあるということを踏まえまして、この1カ月ということで想定しておりますが、ここを1カ月程度としましても、やはり1月のほうにずれ込まざるを得ないかというようなことがございまして、そういったところで十分な期間が、十分な周知ができないのではないかとということで、そのような書きぶりに資料のほうはさせていただいています、ということでございます。

○**幸本委員** はい。

○**今城委員長** 幸本委員。

○**幸本委員** わかりましたが、7億5,000万をかけて、これを耐用年数等は延びるんですかね。どれくらい延びるんでしょうかね。

○**板井施設工事課長** はい。

○**今城委員長** 板井施設工事課長。

○**板井施設工事課長** 7億5,000万につきましては、総合管理計画を作成する上での国の単価がございまして、それで積算した数字でございまして、実際にじゃあ長寿命化にあたり、どれぐらいかかるかというのは実際に出してみんとわかりませんけども、最近でいいますと平成23年の空調ですとか、29年の玄関ホールですとか浴室の改修ですとか、今年度はクーリングタワーの改修です。少しずつは老朽化したところは直してきておりますので、実際の金額というのは、ちょっとわかりかねるところがございまして。以上でございまして。

○**幸本委員** はい、了解しました。

○**戸田委員** 委員長、最後。ごめんなさい。

○**今城委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私が思うのはね、共同処理事務で、ほぼ、ほかの事務は均等割20人口割80できとる。各市町村から負担をいただいておりますよね。そうしないと共同処理事務は成り立たない。しかしながら、このうなばら荘については各構成市町村から負担金はいただいております。現在は。実際は、うなばら荘の指定管理者から2,500万上納金をいただいております、修繕等の対応をしております。その財源は、ほとんど日吉津村の一般会計から出てきておると。それだけ日吉津村さんに強いわけですがね。うなばら福祉事業団がそれだけ利益を求めているかなければならないけれども、現状はなかなか難しい。そこのところを問題整理をしてほしいって私言っております。共同処理事務の中で、共同事務の体をなしていない状況下の中で、本当に今後7億5,000万の将来的大きな負担を、本当にそこに丸めていかれるのかどうか。そのところをきちっとしていかないと、私は今の、共同処理老人施設かいな、老人休養ホームとしての体をきちっと骨格がなしていつているのかどうなのか、そこのところを十分に担当課長会議なり正副管理者会議の中で議論していただかないと、私は今後皆さんも誰も困ってしまうよ、ということを私は申し上げている。その辺のところを、要望でいいですので、その辺のところ管理者にきちっと伝えていただいて、そのところを正副管理者会で十分に協議していただきたい。要望しておきます。

○**今城委員長** よろしいですね。ほかにはございませんね。それではないようですので、以上でうなばら荘のあり方検討について経過報告を終了いたします。次に、「桜の苑大規模改修の基本プランについて」当局からの説明を求めます。

○**板井施設工事課長** はい。

○**今城委員長** 板井施設工事課長。

○**板井施設工事課長** 引き続き、座ったままで説明させていただきます。そういたしますと、資料2のほうを御覧いただきたいと思います。桜の苑の改修につきましては、今年の1月30日の臨時会のこの民生環境常任委員会で御説明、御報告させていただいたところでございまして。この桜の苑大規模改修の基本プランと

いうのを作成いたしましたので、御報告させていただきます。まず、1の「改修の基本方針」でございます。3点掲げております。「利便性と快適性の向上」、それから「バリアフリー法などへの対応」、3点目は、「安全性の確保と施設の長寿命化」。こういったことを基本方針といたしまして、基本プランを作成いたしました。実際に見ていただきたいと思います。はぐっていただけますでしょうか。A3の図面をつけさせていただいております。別紙の1でございます。この別紙の1でございますけれども、現在の待合スペース等の図と、右側のほうが改修後のプランの図面でございます。機能別に色分けをさせていただいております。現在の桜の苑については、皆さん御存知だとは思いますが、改修後のほうを中心に見ていただきたいと思います。まず、待合のスペースでございますが、現在は大きく4カ所を設けさせていただいております。これは、改修後は若干、ここは4つ部屋を設けますが若干コンパクトにさせていただくということ。ただ、現在の待合室は畳の部屋を御用意させていただいておりますけれども、これはかなり段差もございますし、利用のほうも余り実態としては多くないというようなところもあるようでございまして、新しい改修後は洋室化したものとさせていただきたいというようなプランでございます。待合室の真ん中のほうに多目的室というふうにございますけれども、これは和室を廃止しますことから、畳敷きにでもできるこういった部屋を設けて対応していきたいというところでございます。それから、改修後のプランの上のほうを見ていただきますと、トイレや喫茶の場所等の場所を変えさせていただいております。その中で、多目的便所を設けておりますけれども、これはバリアフリー法で鳥取県の福祉のまちづくり条例に基づきますトイレの設置でございます。その下の、授乳室を2部屋設けたいというふうに考えております。それから、真ん中の右のほうに紫の更衣室というのを設けておりますが、最近は桜の苑自体で更衣を御希望される御遺族も多いようでございまして、こちらで対応と。また、授乳室が空いているときには更衣用にも使えるというようなイメージを持っております。これが、待合室関係のイメージでございます。もう1枚、別紙の2。A3の図を見ていただきたいと思います。こちらのほうは仮設の計画等でございます。左の①、これは現在の動線でございます。②、④と書いてございますが、これは仮設待合室の建設・解体時の動線でございます。真ん中ほどの大きいところを見ていただきますと、本館工事中の動線でございます。待合関係は工事に入りますので、仮設の待合室を設けたいと考えております。これはロータリーの横になりますが、待合室を設けるというところでございます。この待合室、仮設の待合室でございますが、一番右のほうに図をつけさせていただいておりまして、平面図をつけております。事務室、喫茶、トイレ、それから待合室。ここは3部屋、スペースの関係上、新しい改修プランでは4部屋設けますが、仮設の待合室では3部屋とさせていただいて、フリースペースで何とかそこをお願いしたいというふうに考えております。あと、動線につきましては、青い

動線が会葬者の動線、赤いところが工事車両の動線を示させていただいておりまして、交通誘導員などを配置して、事故のないように工事を行いたいというところでございますし、工事車両は一方通行とさせていただきたいと思っております。また、地元長砂町の町内、集落内のほうへは工事車両の通行の禁止というようなところで対応はさせていただきたいと思います。この、今2枚の図面が基本プランでございますし、もう一回1ページ目に戻っていただきますと、今後の予定でございますが、8月ですね、今月中には実施設計を発注させていただきたいと。2月の組合議会の定例会で予算案を上程させていただきまして、来年の4月には改修工事を発注。5月には臨時会にて工事契約の締結議案の上程、改修着手というようなスケジュールを考えております。1ページ目の裏面には改修スケジュールを簡単につけておりますので御参照いただきたいと思います。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○今城委員長 当局からの説明は終わりました。委員の皆様からの質疑、意見を求めます。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○今城委員長 よろしいですか。では、ないようですので、以上で「桜の苑大規模改修の基本プランについて」を終了いたします。それではほかに、委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と声あり〕

~~~~~

### 3 閉 会

**○今城委員長** それでは、以上をもちまして民生環境常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(午後3時05分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

民生環境常任委員長      今城 雅子